

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業助成の実施について

1 目的

地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 助成対象建築物

次のいずれにも該当する建築物（耐震診断にあつては、ア～ウ）

ア)敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物

イ)昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手したもの(旧耐震基準)

ウ)倒壊により前面道路をふさぐ可能性のある高さの建築物

エ)耐震診断の結果、構造耐震指標(Is値)が0.6未満の建築物

オ)耐震補強設計を行った結果、Is値が0.6以上となる建築物

(2) 助成対象事業適用期間

- | | |
|---------|--------------------------|
| ①耐震診断事業 | 耐震診断に要する費用（平成24年度から25年度） |
| ②補強設計事業 | 補強設計に要する費用（平成24年度から26年度） |
| ③耐震改修事業 | 耐震改修に要する費用（平成24年度から27年度） |

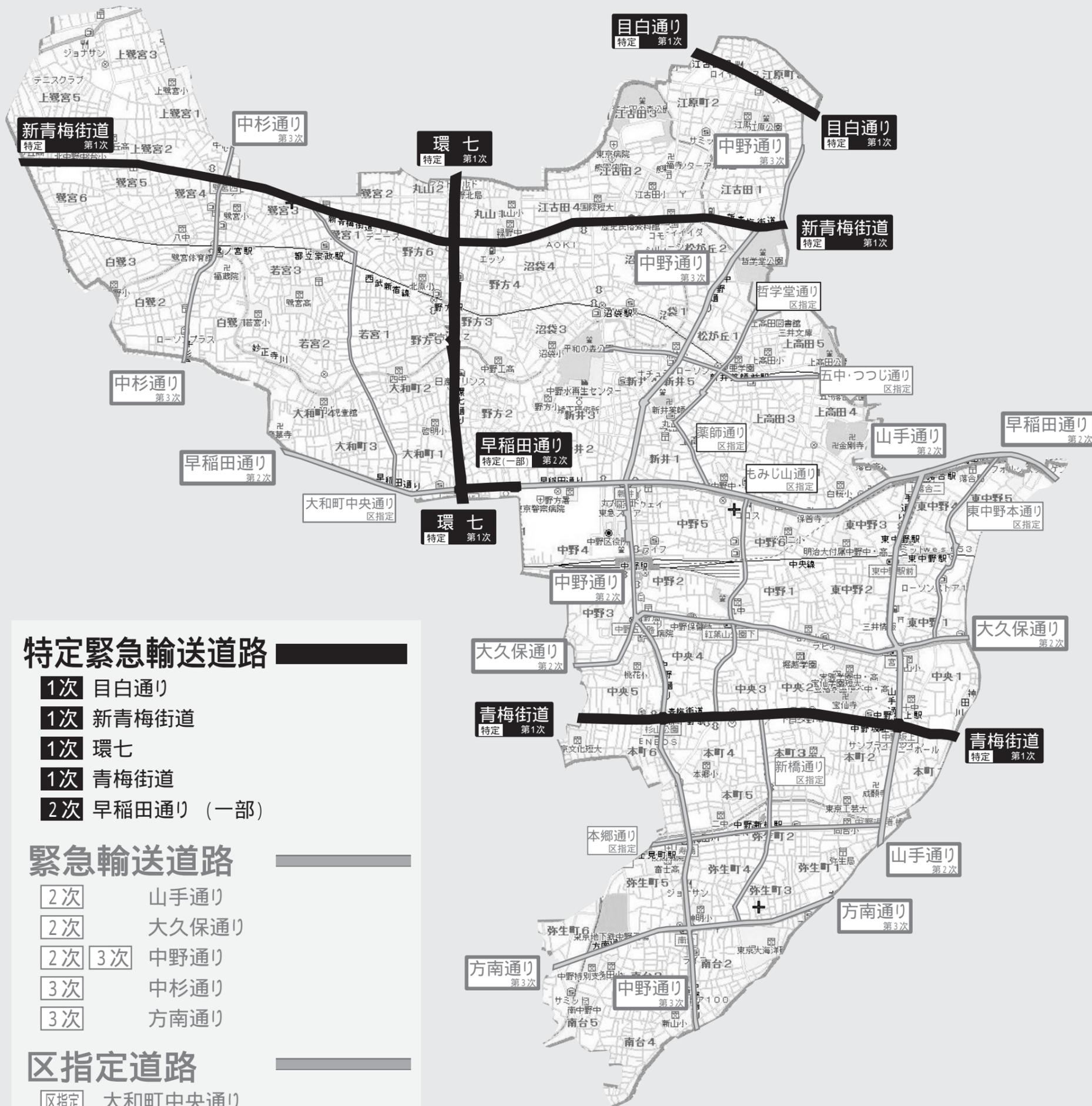
(3) 助成額

- | | |
|---------|--|
| ①耐震診断費用 | 分譲マンション又は1万㎡以下の建築物については、基準をもとに算出した額を全額助成 |
| ②補強設計費用 | 基準をもとに算出した額が750万円以下の建築物の場合は5/6を助成 |
| ③耐震改修費用 | 基準をもとに算出した額が6,000万円以下の建築物の場合は5/6を助成 |

※ 特定緊急輸送道路・助成額の詳細については別添資料参照

【今後の予定】

- | | |
|-----------|-----------------|
| 3月13日～15日 | 建設委員会報告後、区民等に周知 |
| 4月1日 | 助成開始 |



特定緊急輸送道路

- 1次 目白通り
- 1次 新青梅街道
- 1次 環七
- 1次 青梅街道
- 2次 早稲田通り (一部)

緊急輸送道路

- 2次 山手通り
- 2次 大久保通り
- 2次 3次 中野通り
- 3次 中杉通り
- 3次 方南通り

区指定道路

- 区指定 大和町中央通り
- 区指定 哲学堂通り
- 区指定 薬師通り
- 区指定 もみじ山通り
- 区指定 五中・つつじ通り
- 区指定 本郷通り
- 区指定 新橋通り
- 区指定 東中野本通り

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成【概要】

1.【目的】

地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

2.【特定緊急輸送道路】

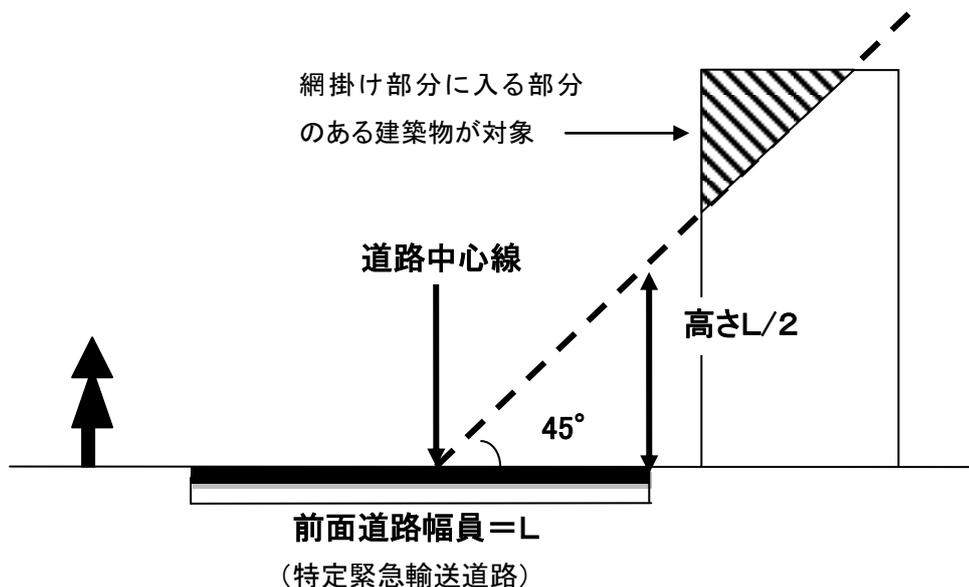
・東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路

- 〈区内対象路線〉
- (1) 目白通り
 - (2) 新青梅街道
 - (3) 青梅街道
 - (4) 環状七号線
 - (5) 早稲田通りの一部

3.【対象建築物】（特定緊急輸送道路沿道建築物（以下「特定沿道建築物」）の定義）

次のいずれにも該当する建築物が特定沿道建築物(診断助成にあつては、ア～ウ)

- ア) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- イ) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの(旧耐震基準)
- ウ) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物（下図）
※特定緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合は6m
- エ) 耐震診断の結果、 I_s 値(耐震改修促進法による構造耐震指標の値をいう。以下同じ。)が0.6未満の建築物
- オ) 耐震補強設計を行った結果、 I_s 値が0.6以上となる建築物



4.【助成対象事業費用及び適用期間】

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1)耐震診断事業 | 耐震診断に要する費用（平成24年度から25年度） |
| (2)補強設計事業 | 補強設計に要する費用（平成24年度から26年度） |
| (3)耐震改修事業 | 耐震改修に要する費用（平成24年度から27年度） |

5.【助成対象者】

特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。

ただし、次の各号の場合は、当該各号に掲げる者とする。

- 1 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。
- 2 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者であること。

6.【助成要件】

(1)耐震診断助成

及び

(2)補強設計助成

- 1 沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するもの及びその他市区町村が定めるものを除く。)を対象とする事業であること。
- 2 建築物等の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。
- 3 耐震化指針に適合する事業であること。
- 4 対象費用について他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。
- 5 耐震診断にあつては、耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。
- 6 耐震診断及び補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること
- 7 補強設計は、原則として、当該耐震改修計画について、耐震化指針に適合する水準にあるか否かについて評価を受けたものであること。
- 8 補強設計は、耐震改修促進法第8条第1項に基づく認定又は建築基準法第86条の8第1項による全体計画の認定を受けたものであること。
- 9 補強設計は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

(3)耐震改修助成

- 1 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- 2 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- 3 耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が 0.6 未満相当もしくは I_w (構造耐震指標)の値が 1.0 未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- 4 耐震改修後に I_s の値が 0.6 相当以上もしくは I_w の値が 1.0 相当以上となるよう計画された事業であること又は平成 28 年 3 月 31 日までに I_s の値が 0.6 相当以上もしくは I_w の値が 1.0 相当以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること。
- 5 耐震改修は、当該耐震改修計画について、原則として、前項第8号に規定する評価を取得して行うものであること。

- 6 耐震改修促進法第8条第1項に基づく認定又は建築基準法第86条の8第1項による全体計画の認定を受けたものであること。
- 7 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

7.【助成金の額】

(1)耐震診断助成

●(助成限度額)

	対象建築物	助成額(A・Bのうち低い額)
1	分譲マンション又は延べ面積が1万㎡以下の建築物	A実際に耐震診断に要する費用 B助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価※1)
2	延べ面積が1万㎡を超え1万5千㎡以下の建築物(分譲マンションを除く)	A実際に耐震診断に要する費用 B助成対象事業費×1/3+770万円
3	延べ面積が1万5千㎡を超える建築物(分譲マンションを除く)	助成対象事業費×4/5
助成対象事業費 (a・bのうち低い額)		a実際に耐震診断に要する費用 b助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価※1)
※1助成基準単価 (1㎡当たりの上限額)		延べ面積1,000㎡以下の部分……………2,000円/㎡ 延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分……1,500円/㎡ 延べ面積2,000㎡を超える部分……………1,000円/㎡

※延べ面積が3千㎡未満の場合の助成対象基準額は、1階当たり15万円を加算

(2)補強設計助成

●(助成限度額)

助成対象事業費 (A・Bのうち低い額)		A 実際に耐震診断に要する費用 B 助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価※2)
	対象建築物	助成額
1	助成対象事業費が750万円以下の特定沿道建築物	助成対象事業費×助成率5/6
2	助成対象事業費が750万円を超え、かつ1,500万円以下の特定沿道建築物	助成対象事業費×助成率1/2+250万円
3	助成対象事業費が1,500万円を超える特定沿道建築物	助成対象事業費×助成率1/3+500万円
4	所有者が法人※の場合	助成対象事業費×助成率1/3
※2 助成基準単価 (1㎡当たりの上限額)		延べ面積1,000㎡以下の部分……………2,000円/㎡ 延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分……1,500円/㎡ 延べ面積2,000㎡を超える部分……………1,000円/㎡

(3) 耐震改修助成

●(助成限度額)

助成対象事業費 (A・Bのうち低い額)		A 実際に耐震診断に要する費用 B 助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価※3)
	対象建築物	助成額
1	助成対象事業費が6,000万円以下の 特定沿道建築物	助成対象事業費×助成率5/6
2	助成対象事業費が6,000万円を超える 特定沿道建築物	助成対象事業費×助成率1/3+3,000万円
3	延べ面積5000㎡を超える 特定沿道建築物	(5,000㎡×助成基準単価※2)×助成率1/3+ 3,000万円+((延べ面積—5000㎡)× 助成基準単価※2)×助成率1/6
4	所有者 が法人 の場合 ※	延べ面積が5,000㎡以下の部分
	延べ面積が5,000㎡を超える部分	
※3 助成基準単価 (1㎡当たりの上限額)		住宅(マンションを除く)の耐震改修工事の場合……32,600円/㎡ 住宅以外の耐震改修工事の場合……………47,300円/㎡

※ 法人に関し、次の法人を除く

- ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者、又は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。)第2条に規定する一般社団法人等以外の法人
- ・宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者